

## 協会の沿革

- 1958年(昭和33年)11月 (財)沖縄らい予防協会創立
- 1961年(昭和36年)8月 「ハンセン氏病予防法」公布(琉球政府)
- 1962年(昭和37年)6月 在宅治療開始(那覇市松尾に特別無料皮膚科診療所開設)
- 1964年(昭和39年)6月 「後保護指導所」開設
- 1968年(昭和43年)1月 「宮古支部」発足
- 1970年(昭和45年)1月 「八重山支部」発足
- 1972年(昭和47年)5月 日本復帰後、(財)藤楓協会沖縄県支部を兼ね政府の委託事業を継続
- 1978年(昭和53年)10月 「ゆうな軽印刷所」開設
- 1981年(昭和56年)8月 (財)沖縄県ハンセン病予防協会に名称変更
- 1985年(昭和60年)1月 「ゆうな藤楓センター」開設
- 1993年(平成5年)11月 創立35周年記念式典開催
- 1996年(平成8年)4月 「らい予防法」廃止
- 1998年(平成10年)11月 創立40周年記念誌出版
- 1999年(平成11年)3月 ゆうな藤楓センター啓発資料室開設
- 2002年(平成14年)6月 (財)沖縄県ゆうな藤楓協会に名称変更
- 2004年(平成16年)4月 (財)沖縄県ゆうな協会に名称変更
- 2009年(平成21年)4月 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行(通称:ハンセン病問題基本法)
- 2012年(平成24年)4月 公益財団法人沖縄県ゆうな協会に名称変更

## 事業内容

- ① ハンセン病予防並びにハンセン病を正しく理解するための啓発普及に関すること
- ② ハンセン病患者の在宅治療に関すること
- ③ ハンセン病患者及び回復者並びにその子弟の厚生指導に関すること
- ④ 在宅患者及び回復者の家族に対する教育、援護に関すること
- ⑤ ハンセン病の治療に関する調査、研究に関すること
- ⑥ ゆうな藤楓センター啓発資料室運営
- ⑦ その他本会の目的を達成するために必要な事業

語り部による講話会は、当協会ホームページにて動画配信(YouTube)し、国内外に情報提供しています。



療養所退所・回復者語り部：平良仁雄氏・金城幸子氏・寄川緑氏

本会では、賛助会員を募集しています。

会員の納入は、右記の口座をお願いします。

振込先銀行		口座名義人	
琉球銀行	古波蔵支店 普通 31232	(公財)沖縄県ゆうな協会	
沖縄銀行	古波蔵支店 普通 900025	オド	アリアキ
沖縄海邦銀行	本店 普通 0294114	理事長	小渡 有明
郵便振替	02030-3-30961	(公財)沖縄県ゆうな協会	

## 事業施設

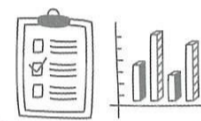
- ① (公財)沖縄県ゆうな協会事務局
- ② 那覇診療所
- ③ ゆうな藤楓センター啓発資料室

## 診療案内

- 毎月第2・第4水曜日 / 午後1時~午後3時(祝祭日休診)
- 無料診療です。県民どなたでも診察、相談希望の方はお気軽においで下さい。

## 無料貸出

- 啓発用パネル・啓発用ビデオ及び図書等を無料貸出いたします。



## 沖縄県内のハンセン病相談窓口



- 公益財団法人沖縄県ゆうな協会  
TEL:098-832-9528
- 国立療養所沖縄愛楽園  
TEL:0980-52-8331
- 国立療養所宮古南静園  
TEL:0980-72-5321
- 沖縄県保健医療部地域保健課  
TEL:098-866-2215
- 北部福祉事務所(地域福祉班)  
TEL:0980-52-0051
- 中部福祉事務所(生活保護第1班)  
TEL:098-938-9709
- 南部福祉事務所(地域福祉班)  
TEL:098-889-6364
- 宮古島福祉事務所(福祉班)  
TEL:0980-72-3771
- 八重山福祉事務所(福祉班)  
TEL:0980-82-2330

## 公益財団法人 沖縄県ゆうな協会

住所 沖縄県那覇市古波蔵  
1丁目25番18号

TEL 098-832-9528

FAX 098-833-5615

E-mail:yuunainfo@yuunakyoukai.jp  
HP:http://www.yuunakyoukai.jp



この印刷製品は環境に配慮した製材と工場で製造されています。



作成日 2022年5月

# 「ハンセン病のことを知っていますか？」



公益財団法人 沖縄県ゆうな協会



# ハンセン病を 正しく理解しましょう

Trying to understand

## ハンセン病とは…

「ハンセン病」という病気をご存知でしょうか？

らい菌(Mycobacterium leprae)による慢性の細菌感染症で起こる病気で、菌を発見したハンセン氏にちなんで「ハンセン病」と呼ばれるようになりました。

感染すると体の末梢神経が麻痺したり、皮膚に赤い斑点(紅斑)や環状斑などの症状の特徴があります。かつては「癩病」と呼ばれコレラやペストなど同様な恐ろしい伝染病と考えられ強制的に患者を隔離したり、患者やその家族は差別の対象となり続けていました。

1941年(昭和16年)特効薬の「プロミン」が開発され、現在はWHO推奨の飲み薬の服用による治療が行われています。

もともとハンセン病は感染力の弱い病気であり、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また感染しても早期に発見し、適切な治療を行えば後遺症を残すことなく治るようになってきました。

WHOでは、早期発見と早期治療により、2000年までに、この病気を防圧する計画を実施してきたが、なお現在でもブラジル、ネパール等数カ国で引き続き実施されています。

### Point 1 遺伝病ではありません。

以前はハンセン病に感染した母親から乳幼児へ、祖父母から孫へと感染したために遺伝病と思われてきました。発病時には、その人の免疫力が関係し衛生環境や栄養状態も影響を及ぼしますが遺伝病ではありません。

### Point 2 伝染力の極めて弱い病原菌による慢性の感染症です。

ハンセン病は「らい菌」による感染症です。らい菌は、非常に感染力が弱く日常の生活では感染しません。治癒したあとに残る変形は後遺症で、伝染を意味するものではありません。

### Point 3 不治の病気ではなく結核と同じように治癒する病気です。

1941年アメリカで特効薬が開発され現在、適正な治療により1年～数年で治ります。したがって、治療した人と接触しても感染しません。一般病院の皮膚科で、保険診療で治療が受けれます。

## 沖縄県におけるハンセン病政策の変遷

### 旧沖縄県時代

1907年(明治40年) 3月 「法律第11号」(患者施設隔離のはじまり)  
1931年(昭和6年) 4月 「癩予防法」(全患者施設隔離法)

### 米国軍政府時代(占領政策時代)

1946年(昭和21年) 2月 軍指令第115号(全患者隔離取締令)  
1946年(昭和21年) 2月 軍指令第16号(住民及び軍人の施設入所禁止令)  
1947年(昭和22年) 2月 軍政府特別布告第13号(療養所の設立)  
(患者施設隔離政策を主体とした米軍発布の癩予防法)

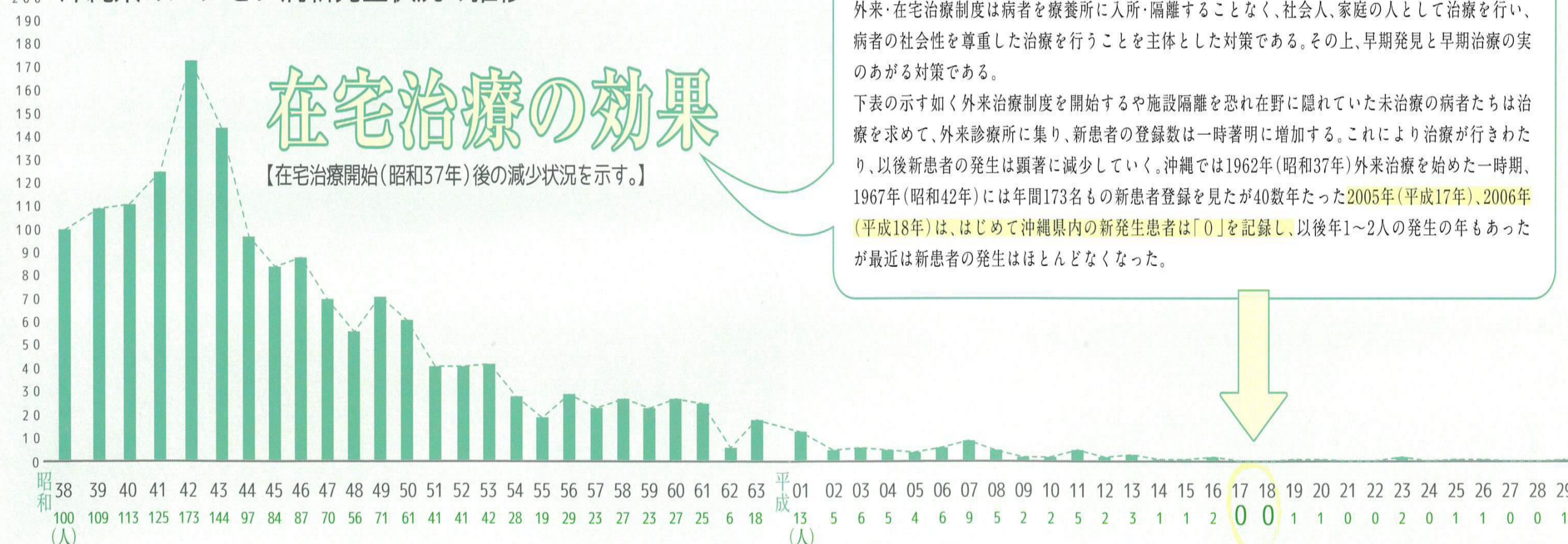
### 米国民政府(琉球政府)時代

1961年(昭和36年) 8月 「ハンセン氏病予防法」(入所者の退所と在宅予防措置)

### 復帰後の沖縄県時代

1972年(昭和47年) 5月 「沖縄振興開発特別措置法」(入所者の退所及び厚生事業並びに在宅治療を認める)  
1972年(昭和47年) 5月 「らい予防法」の施行  
1996年(平成8年) 4月 (前述の特別措置を例外とし、隔離政策を原則とする)「らい予防法」廃止

## 沖縄県のハンセン病新発生状況の推移

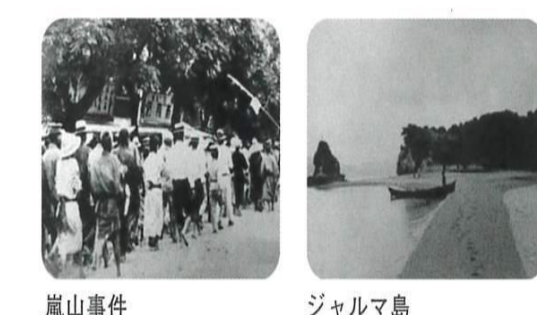


## ハンセン氏病予防法の特徴 (琉球政府公布)

1961年(昭和36年)8月琉球政府によって制定された「ハンセン氏病予防法」は、治る時代を反映する如く、名称を「らい予防法」とせず、「ハンセン氏病予防法」と称し、治療によって軽快した入所者の退所と非伝染性患者の在宅予防措置を認めていた。また、琉球政府は1968年(昭和43年)にハンセン氏病予防法第8条(在宅予防措置規定)に基づき、沖縄らい予防協会の実施していたハンセン病在宅治療を承認した。

## 患者への偏見と迫害の歴史

1927年(昭和2年)徳島県出身の青木恵哉は、熊本回春病院長、ハンナ・リデル女史の指示を受け、誰からも救らいの手を伸べられていなかった病者救済のため沖縄に渡り洞窟やアダン等の葉陰に隠れ住む病者たちを救済していた。然し、地域住民の病者に対する偏見と迫害は烈しく、青木のもとに集った一行は、1932年(昭和7年)3月、羽地村を中心にした地元住民の療養所設置反対の「嵐山事件」、1935年(昭和10年)6月屋部、安和に起った住民の「患者焼打事件」「ジャルマ島逃避行」などの迫害に苦しめられていた。



嵐山事件 ジャルマ島

外来・在宅治療制度は病者を療養所に入所・隔離することなく、社会人、家庭の人として治療を行い、病者の社会性を尊重した治療を行うことを主体とした対策である。その上、早期発見と早期治療の実のあがる対策である。  
下表の示す如く外来治療制度を開始するや施設隔離を恐れ在野に隠れていた未治療の病者たちは治療を求めて、外来診療所に集り、新患者の登録数は一時著明に増加する。これにより治療が行きわたり、以後新患者の発生は顕著に減少していく。沖縄では1962年(昭和37年)外来治療を始めた一時期、1967年(昭和42年)には年間173名もの新患者登録を見たが40数年たった2005年(平成17年)、2006年(平成18年)は、はじめて沖縄県内の新発生患者は「0」を記録し、以後年1~2人の発生の年もあったが最近では新患者の発生はほとんどなくなった。

## 外来診療所の設置 「沖縄らい予防協会」は那覇と先島に外来診療所を設置。

1962年(昭和37年) 6月 在宅治療開始(那覇市松尾に特別無料皮膚科診療所開設)  
1966年(昭和41年) 3月 那覇診療所(古波蔵在)  
1970年(昭和45年) 2月 宮古診療所  
~1987年(昭和62年)3月末迄  
1970年(昭和45年) 5月 八重山診療所  
~1995年(平成7年)3月末迄 (八重山ではこれより先、1959年(昭和34年)7月、八重山保健所で在宅治療を始めていた)

## 沖縄MTLの病者救済 (沖縄キリスト教救済協会)

1935年(昭和10年)沖縄のキリスト教会の牧師たちを中心にハンセン病患者の隔離推進と救護慰安のための「沖縄MTL」が結成され、1937年(昭和12年)屋我地島大堂原に「沖縄MTL相談所」を設置し、青木たち一行を入所させた。

## 沖縄県内の療養所設置

1931年(昭和6年)宮古島平良町島尻に宮古保養院(現・宮古南静園)が創設され、次いで1938年(昭和13年)2月には「沖縄MTL相談所」を礎に国頭愛楽園(現・沖縄愛楽園)が設置された。